

(案)

令和2年度静岡県ホームページバナー広告業務仕様書

1 委託業務名

令和2年度静岡県ホームページバナー広告業務

2 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

静岡県ホームページへの広告掲載希望者の募集、調整及び広告主の決定

5 手続

(1) 様式第1号「静岡県ホームページバナー広告業務に係る協議書」、新規掲載又は内容等に変更が生じた場合は、加えてその広告主の法人登記簿(個人事業主が広告主となる場合は、原本証明をした個人事業の開業届出書)の写し1通、広告バナー案及びリンク先ホームページアドレスを明記したものを、原則掲載開始日の10日前まで(土曜、日曜、祝日の場合は、直前の開庁日)に、県に提出して掲載する広告の確認を受ける。その上で、原則掲載開始日の7日前までに広告データを納品しなければならない。但し、令和2年4月分は4月7日(火)までに様式第1号「静岡県ホームページバナー広告業務に係る協議書」、広告主の法人登記簿(個人事業主が広告主となる場合は、原本証明をした個人事業の開業届出書)の写し1通、広告バナー案及びリンク先ホームページアドレスを明記したものを県に提出し掲載する広告の確認を受ける。その上で4月9日(木)までに広告データを納品しなければならない。

(2) 様式第2号「掲載確認書」を毎月提出する。

(3) その他、必要に応じて広告主との連絡、調整等を行う。

6 業務基準

契約書・仕様書に定めるもののほか「静岡県広聴広報課広告事業要綱」、「静岡県広聴広報課広告掲載基準」及び「静岡県ホームページ広告掲載要領」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行う。

7 広告枠

(1) 広告の規格

掲載ページ	総 枠数	うち		サイズ (ピクセル)	データ 形式	デー タ 容量
		買取枠 (必須)	追加枠 (実績)			
静岡県公式ホームページ(行政情報)トップページ	8 枠	2 枠	0～6 枠	縦 50 × 横 180	jpeg もしくは GIF 画像は 静止画のみ	8 KB 以下
ライブカメラ富士山ビュートップページ	6 枠	2 枠	0～4 枠			
ふじのくに魅力発信サイト「痛快!静岡県」トップページ	4 枠	1 枠	0～3 枠	縦 80 × 横 222		
計	18 枠	5 枠	0～13 枠			

※ALTテキストは、「”」と記述する

(2) 掲載位置

ア 静岡県公式ホームページ(行政情報)トップページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/index.html>)の最下部(フローティングバナーを使用)

※ モバイル版及びスマートフォン版トップページには広告は掲載しない。

イ 静岡県公式ホームページのライブカメラ富士山ビューのトップページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/~live/>)の富士山のライブ映像右

※ パソコン版トップページのみ。

ウ ふじのくに魅力発信サイト「痛快!静岡県」のトップページ

(<https://tsukai-shizuoka.jp/>)の最下部

※ モバイル版及びスマートフォン版トップページには広告は掲載しない。

8 静岡県ホームページへの掲載開始・掲載終了について

静岡県ホームページの作成管理システムの設定作業の都合上、広告掲載を下記のとおり取り扱う。

(1) 掲載開始日

新規に掲載する広告については、原則、掲載する前月の最終の開庁日の午後6時頃までに掲載する。但し、令和2年4月分については、広告データの納品後、7日以内(納品日を含む)に掲載する。

(2) 掲載終了日

掲載を終了する広告については、原則、掲載月の最終日の翌開庁日の午前10時頃までに掲載を終了する。

9 広告の追加枠

毎月の規定広告枠である買取枠分の5枠(行政情報トップページ2枠、ライブカメラ富士山ビュートップページ2枠、痛快!静岡県トップページ1枠)を超えて、なお広告主が確保できる場合は、更に行政情報トップページ6枠、ライブカメラ富士山ビュートップページ4枠、痛快!静岡県トップページ3枠まで広告の追加掲載ができるものとする。

追加広告の1枠当たりの単価は、契約書第3条第1項(2)追加広告枠分のとおりとする。追加枠の広告単価は、買取枠の広告単価と同額とする。

10 納入場所

静岡県知事戦略局広聴広報課

11 データ保護について

(1) データ及び貸与品等は、別途指示するものを除き、契約終了時まで受託者が善良な管理者の注意義務をもって保管すること。

(2) データ及び貸与品の処分方法は、別途指示する。

(3) その他、データ及び貸与品等の保護・管理体制については、万全の措置を講ずること。

12 附則

受託者は、静岡県への信頼や静岡県ホームページの品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

(様式第1号)

静岡県ホームページバナー広告業務に係る協議書

年 月 日

静岡県知事様

住所
氏名

(印)

令和2年度静岡県ホームページバナー広告業務において 月分の広告を選定するに当たり、下記の者とその広告は静岡県広聴広報課広告掲載基準及び静岡県ホームページ広告掲載要領に定める基準に適うと認められるので、静岡県広聴広報課広告掲載基準第5に基づき協議します。

(静岡県公式ホームページ(行政情報)トップページ)

	掲載を希望する広告主	住所	広告内容	新規・継続の別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(ライブカメラ富士山ビュートップページ)

	掲載を希望する広告主	住所	広告内容	新規・継続の別
1				
2				
3				
4				
5				
6				

(ふじのくに魅力発信サイト「痛快!静岡県」トップページ)

	掲載を希望する広告主	住所	広告内容	新規・継続の別
1				
2				
3				
4				

※添付書類(継続の場合は不要)

- 1 掲載を希望する広告主の法人登記簿の写し1通
- 2 広告バナー案、リンク先ホームページアドレス

(様式第2号)

掲載確認書 (月分)

- 1 委託業務の名称 令和2年度静岡県ホームページバナー広告業務
2 契約年月日 令和 年 月 日
3 広告掲載確認状況 (税込み)

掲載ページ	広告内容		契約代金
静岡県公式 ホームページ (行政情報) トップページ			単価 円
	(買取枠) 円	(追加枠) 円	小計 円
ライブカメラ 富士山ビュー トップページ			単価 円
	(買取枠) 円	(追加枠) 円	小計 円
ふじのくに 魅力発信サイト 「痛快!静岡県」 トップページ			単価 円
	(買取枠) 円	(追加枠) 円	小計 円
	(買取枠計) 円	(追加枠計) 円	合計 円

上記広告の掲載を確認しました。

年 月 日

静岡県知事 川勝平太 様

住所
受託者 名称
氏名

印